

静岡地方裁判所委員会（第38回）議事概要

第1 日時

平成30年3月15日（木）午後1時30分から午後3時30分

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

伊藤みさ子，伊東幸宏，鈴木貴子，清和好，関口剛弘，月野美帆子，鶴田洋佐，鳥羽山直樹，廣谷章雄，渡邊良子（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡地方裁判所事務局総務課課長補佐 酒井応典

静岡地方裁判所事務局総務課人事第一係長 藁間拓

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判員職員の採用に関する広報について」

第5 議事

1 議題についての説明及び意見交換

(1) ゲストスピーカーからの説明

静岡地方裁判所の酒井総務課課長補佐及び藁間人事第一係長から裁判所職員の採用に関する広報について，説明を受けた。

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者）

○ 弊社でも採用試験の受験者数が激減し，内定後も断られることが多く，どの業界も厳しいのだと思う。ゲストスピーカーからの説明を聴き，過不足のない広報をしている印象を受け，特段指摘できることは思い当たらなかった。採用広報パンフレットを拝見すると，文字数が多く，学生は読み切れないのではないかという印象を受けた。言葉を尽くして説明することも重要だが，

ビジュアル的に分かりやすく、一目で分かるものにした方がよいと思う。

- 最近の採用広報は、うけ狙いのものもよく見受けられるが、裁判所職員採用広報動画は、職場の雰囲気をストックに伝えられており、かえって新鮮なものに感じた。
- インターンシップは、どのようなことを行うのか決まったものはあるのか。
- △ インターンシップは、本年から開始することとなっており、期間は一日で、5名から8名程度の人数を対象として、裁判所の職種等の説明、職員との座談会や業務体験を行っていただくことで考えているところである。
- 市役所の部署が多いため、市役所のインターンシップは、どの部署を体験したいか希望を取って行うことが多いが、期間内になるべく多くの部署の体験をさせようとメニューを詰め込むと、一つ一つの体験が薄っぺらいものになってしまい、インターンシップを受けた学生に、本人が本当に求めている仕事の内容が伝えられなかったと感じたことがあった。今後、業務体験の内容を考えていくに当たり、その点を意識するとよいのではないか。
- 弊社の銀行は県内全域に支店があるため、東部・中部・西部の出身者をまんべんなく採用することが前提となっている。東京や関西に出た学生をUターンしてもらうことも検討しているが、まずは地元の大学を卒業した学生を採用して地元で密着した関係を作ることを基本としている。そのために、静岡県立大学で、3年生を対象に地域金融論という講座を10年以上を開かせていただいているが、これは、学生はどの業種で働くのか決めかねている人が多いと思うので、講座を聴講した学生が金融関係で働くことの興味を持ち、銀行への志望者を増やす効果があるものと思われる。県立大学からの受験者の比率が講座開講後上昇した。学生と会社等の間でどれだけ関係を持っているかによって、受験者数も変わると思われる。また、弊社では県内出身者だけではバランスが悪いため、東京の説明会にも赴いて受験者を広く集めるが、これは各大学に対して当たるだけ当たるという採用活動を行っている。目を向けてくれる学生は少ないが、それでもやらないよりはやる方がよく、その大学とのつながりを持った方がよいと考えて行っている。
- 裁判所の地家裁などの勤務地や転勤の異動はどの程度あるのか。
- △ 静岡地方裁判所は、東京高等裁判所管内に属しているため、東京高等裁判

所で採用候補者名簿が作成され、その名簿の中から静岡の各裁判所勤務として採用させていただいている。採用後は、おおむね3年程度で静岡の裁判所内を異動している。異動は、庁が変わる場合もあれば、同じ庁内で部署の異動となる場合もある。

- 公務員志望の中で地方公務員を志望する人は、場所に固執している人が多いのではないかと。県庁や市役所の受験者は、静岡で働きたいという人たちがほとんどであろう。そのため、どこで採用されるか分からない、また、採用後にどこへ転勤になるか分からない国家公務員は、ちゅうちょする人が多いのかもしれない。
- インターンシップは大学何年生を対象に門下を開いているのか。
- △ 3年生を対象に募集予定である。
- 弊社でもインターンシップは3年生向けに募集しているが、一、二年生の方から受けることはできないか問合せがされることがある。先ほどの意見にもあったように、早めに学生とつながりを持つことも必要であり、もちろん選考した上で決めることではあるが、すべて断るのではなく、柔軟な対応をすべきだと感じた。
- インターンシップの期間が1日というのは、通常会社訪問などと変わらない期間であり短すぎるので、1週間程度は行うべきではないか。
- 説明会に参加してその後採用された職員に、何を目的に説明会に参加したかを聴取したり、次の説明会の企画を考えさせるとよりよいものになっていくと思う。
- 検察庁でも検察事務官の受験をしていただいても県庁や市役所に流れてしまうことはよく聴く。やはり、転勤があることが大きく作用していると思う。裁判所職員も静岡県内のみの異動であれば、もう少し地元の学生が集まるように思うので、異動に関することを丁寧に説明して、少しでも不安を取り除くようにすることが重要と思う。
- 最高裁判所や東京高等裁判所などで働く機会があることが必ずしもマイナスに作用するのだろうか。それがプラスになることもあるようにも思えるので、感覚を教えていただけないか。
- 学生もいろんな人がおり、チャレンジ精神が強い人は、どこにでも出てい

くという思考を持つ人が多い。一方で、地元を強く意識する人も多い。地方公務員を志す人は地元志向が強いと思われる。

- 親の立場からすると、自分の子どもがあまりに転勤があると家庭が円満であるか心配になるので、地元で働いてほしいという本音はある。
- 弊社は全国転勤が前提であり、新卒者は当初は全国転勤をいとわないとして採用されるが、結婚、出産などのライフスタイルの変化に対し、異動面で柔軟に対応できれば離職率なども改善されると思う。弊社の就職説明会でも子どもが産まれても仕事が続けられるのかなど、仕事と生活との両立ができるか聞かれることがある。そこで、単にどこでも行ってもらうと説明したのでは、よい人材は集まらない。裁判所も本人の事情によっては人事の柔軟な対応が可能なのであれば、それをあらかじめ伝えることがよいのではないか。柔軟な人事対応それ自体がよい人材を集めるために必要になってくるのではないか。
- 銀行の弊社でも男性はどこでも異動が可能な者が多いが、女性は自宅からの通勤時間がかからない範囲の異動しかさせられない者が多く、その点は配慮している。また、社員の夫が転勤になったときには、その転勤先に所在する他社の銀行に弊社の女子社員を勤務させていただきよう、相互の受け入れの提携している。その提携をとおして、他社のカラーが弊社にも取り入れられることにつながる面でもよいことと考えている。裁判所は全国にあるため、すでに同様の対応はしているかもしれないが、全国の裁判所と連携して配偶者の異動に柔軟に対応していくことが必要と思う。
- 男女の区別なく働くために育児や介護はどうしても障害事由となる。異動の度に男性は単身赴任をするという話はよくあることだが、これからはそのような制度を変えていかなければならないのではないか。
- 今後ますます、女性の力も使っていかなければ社会が回らない時代となっていく。育児や介護は夫婦で当然に分担すべきであるから、これらを抱える職員に対しては、個人のライフサイクルに応じたきめ細かい処遇ができないものかと思う。その処遇がよければ、その職場に人が集まりやすくなると思う。
- 公務員の中でも裁判所職員のインセンティブは何であろうか。県庁で働く

のと裁判所で働くのと何が違うのか。待遇面はあまり変わらないと思うので、惹かれる面を強調したらどうか。

- 裁判所を志望する人は、総合職の人は政策の企画立案に関与するということが転勤をいとわない人が多いであろうが、一般職の人は安定を求める人が多いと思われ、県庁などの地方公務員と競合するのではないか。処遇が変わらないのに裁判所の受験者数が下回っているのは、転勤面の配慮が十分でないことが一つの要因であり、各個人のライフイベントに対する対応は、組織的な課題だと思われる。また、司法・裁判所の魅力を学生達に伝えられないと、競合する県庁などにはかなわないのではないかと感じた。一般的には裁判所は民間企業に比べて職場の人間関係等の環境は良好で働きやすい職場と言われているが、より積極的に裁判所で働きたいと思うように対策を考える必要があると思う。裁判所職員の仕事が世間に広く知られていない中、裁判所職員の仕事を漠然と魅力的に感じている方がいるのであればその源泉になるものを聴いたり、裁判所からの説明や職業体験で知りたい部分は何であるかという声を聴いて、それを裁判所内で行っている研修などと結びつけることで、よりよい方策を採ることができるのではないかと感じた。
- 学生は、給与などの処遇面よりもやりがいなどに注目している人も多い。やりがいは、裁判所職員採用広報動画で話されていたので、その動画を幅広く見ていただけるように工夫が必要と思う。広報費用が多少かかっても広報動画を幅広く見てもらえるのであればその価値はあると思う。
- この委員会のように裁判所職員と民間の方とが話す機会を設けることにより、企画のアドバイスをいただくことが可能になるだけでなく、口コミで裁判所の活動や認識が広まっていくと思う。

2 次回テーマ

「保護命令事件の運用の実情と関係機関との連携の在り方について」を取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整（平成30年6月ないし7月を予定）